

令和元年5月15日
午前10時開会
議 場

1. 追加議事日程

- 追加日程第 1 副議長の辞職について
追加日程第 2 副議長の選挙
追加日程第 3 議席の一部変更について

2. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 常任委員会委員の選任について
日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
日程第 5 議長の常任委員会委員の辞退について
日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税
条例等の一部を改正する条例の制定について】
日程第 7 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市国
民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】
日程第 8 議案第40号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 同意第 4号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 報告第 4号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

3. 追加議事日程

- 追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について（予算決算常任委員会のみ）

4. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	14番 桑原 千知	15番 西本 輝幸

5. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

6. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

7. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開会 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年（平成31年）第2回上天草市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。この際申し上げます。田中辰夫君から副議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 副議長の辞職について

○議長（園田 一博君） 追加日程第1、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中辰夫君の退場を求めます。

まず、辞職願を事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○**議会事務局長（海崎 竜也君）** 辞職願、このたび都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い。令和元年5月15日、上天草市議会副議長、田中辰夫。上天草市議会議長園田一博様。

○**議長（園田 一博君）** お諮りいたします。田中辰夫君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、田中辰夫君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

田中辰夫君の入場を求めます。

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2 副議長の選挙

○**議長（園田 一博君）** 追加日程第2、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に西本輝幸君を指名します。お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました西本輝幸君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西本輝幸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西本輝幸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、告知いたします。

それでは、御挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○副議長（西本 輝幸君） おはようございます。

一言、副議長就任の挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の推挙によりまして、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に感じているところでございます。と同時に、その責任の重大さを考えましたときに、身の引き締まる思いもしております。

これからは、皆様方の御指導と、議長の御助言をいただきながら、議会が公正に、かつ円滑に運営されますように、誠心誠意努力をいたす所存でございますので、議員の皆様方の変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。就任の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 先ほど行われました副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。お諮りいたします。この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 3 議席の一部変更について

○議長（園田 一博君） 追加日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（海崎 竜也君） 変更になりました議席番号、氏名を発表いたします。4番、田中辰夫議員。5番、何川雅彦議員。6番、宮下昌子議員。15番、西本輝幸議員。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することに決定いたしました。ただいま決定しました議席に、それぞれお着き願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、12番、島田光久君。13番、津留和子君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 潮君） おはようございます。

去る5月8日議会運営委員会を開催し、令和元年（平成31年）第2回上天草市議会臨時会における議会の運営に関する事項を審査いたしましたので、その結果について、御報告申し上げます。

今臨時会に付議されます議案等は、承認2件、議案1件、同意1件、報告1の合計5件です。

執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。会期は本日1日とし、審議方法につきましては、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の本会議において、質疑討論を得て表決することと決定いたしました。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日と決定しました。

日程第 3 常任委員会委員の選任について

日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（園田 一博君） 日程第3、常任委員会委員の選任について及び日程第4、議会運営委員会委員の選任についての2件を一括して行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

それでは、総務常任委員に、何川雅彦君、小西涼司君、新宅靖司君、田中万里君、島田光久君、園田一博君の以上の6名を。

それから、経済建設常任委員に、何川誠君、嶋元秀司君、高橋健君、津留和子君、西本輝幸君、以上の5人を。

文教厚生常任委員に、木下文宣君、田中辰夫君、宮下昌子君、北垣潮君、桑原千知君、以上の5人を。

予算決算常任委員に16人全員を。

議会運営委員に、嶋元秀司君、田中辰夫君、宮下昌子君、高橋健君、新宅靖司君、島田光久君、西本輝幸君、以上の7人をそれぞれ指名いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、ただいま選任いたしました常任委員会の正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時38分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果を御報告いたします。

総務常任委員長に新宅靖司君、副委員長に島田光久君。経済建設常任委員長に嶋元秀司君、副委員長に高橋健君。文教厚生常任委員長に田中辰夫君、副委員長に宮下昌子君。予算決算常任委員長に田中万里君、副委員長に小西涼司君。議会運営委員長に島田光久君、副委員長に高橋健君。以上のとおりです。

次の案件は、私の案件に該当しますので、地方自治法第117条の規定により退場し、副議長に交代いたします。

日程第 5 議長の常任委員会委員の辞退について

○副議長（西本 輝幸君） 日程第5、議長の常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。園田議長から委員会条例第2条第1項の規定により、総務常任委員及び予算決算常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本議会の可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、常任委員会委員として、所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については、辞退を求めているところでもありますので、総務常任委員及び予算決算常任委員を辞退したいとするものです。

議長からの申し出のとおり、総務常任委員及び予算決算常任委員の辞退について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西本 輝幸君） 御異議なしと認めます。よって申し出のとおり、総務常任委員及び予算決算常任委員の辞退について、同意することに決定しました。

園田議長の入場を求めます。

ここで議長に交代いたします。

日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第 7 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】

て】

日程第 8 議案第 40 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 同意第 4 号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第 6、承認第 1 号から日程第 9、同意第 4 号を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和元年第 2 回上天草市議会臨時会に提案いたします議案につきまして御説明いたします。

今臨時会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件 2 件、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案 1 件、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての同意案件 1 件の議案を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第 1 号及び承認第 2 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。

承認第 1 号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。今回の提案は、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第 4 号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことなどに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については、説明を省略させていただきます、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条による上天草市税条例の改正につきまして御説明いたします。附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、住宅借入金特別税額控除の適用を受けようとするものは、市民税の納税通知書が送達されるまで確定申告書等を提出することが義務づけられておりましたが、税負担のさらなる軽減措置を行うため、この規定を削るものでございます。

5 ページをお願いいたします。

附則第 10 条の 3 第 6 項につきましては、高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資

産税の税額を最初の5年度分減額することについて、新たに定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震により被災した通常2年度分の固定資産税の特例措置が適用されている被災住宅用地に関し、住宅用地として使用することができないと市長が認める場合に、適用期間を2年度分延長することについて必要な手続を新たに定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について、重課を平成31年度に限ったものとし、不要となった平成29年度分の経過に関する規定を削るものでございます。

14ページをお願いいたします。

第2条による平成28年上天草市条例第14号の上天草市税条例等の一部を改正する条例の改正につきまして御説明いたします。この改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、適用期間を規定するとともに、軽自動車税の種別割の導入に伴う税率の特例に関し、これまでの改正条例と整合を図るものでございます。

16ページをお願いいたします。

第3条による平成30年上天草市条例第36号の上天草市税条例等の一部を改正する条例の改正につきまして御説明いたします。この改正は、法人市民税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う添付書類の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障等により電子情報処理組織を使用することが困難な場合の救済措置について、新たに定めるものでございます。

今回の改正条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1条中、上天草市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。あわせて説明資料の20ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。今回の提案は、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。第2条につきましては、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割並びに均等割額及び平等割額を合算した基礎課税額の限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

第23条につきましては、均等割額及び平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人に乗すべき額を5割軽減の場合は、27万5,000円から28万円に、2割軽減の場合は、50万円から51万円に引き上げるものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行による地方税法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第40号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） どうぞよろしくお願いいたします。議案書13ページをお願いいたします。あわせて、説明資料22ページをお願いいたします。

議案第40号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、低所得者の介護保険料軽減強化を図るため、所得の段階別に減額賦課に係る減額幅の基準が定められたため、関係規定を改正するものでございます。

内容といたしましては、所得段階が第1段階から第3段階までのものにかかる令和元年度及び令和2年度の保険料を、第1段階のものは3万1,320円を2万6,100円に、第2段階のものは5万2,200円を4万3,500円に、第3段階のものは5万2,200円を5万460円に減額するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

提案の理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、同意第4号を、市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 議案書15ページをお願いいたします。

同意第4号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて御説明いたしま

す。今回の提案は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助する固定資産評価員を選任するものでございます。

本市においては、この固定資産評価員に税務課長をあてており、4月の人事異動に伴う税務課長の異動によりまして、新たに選任するものでございます。選任する者の氏名は、中田光治、市民生活部税務課長でございます。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

提案理由といたしまして、固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で執行部からの説明は終わりました。これから、質疑を行います。まず、承認第1号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第1号を採決いたします。承認第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 次に、承認第2号について質疑はありませんか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 承認第2号の改正について質問いたします。

今回の法改正の目的は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保と中低所得層の保険税負担の軽減を図ることを目的としてなされていると思います。

まず、基礎課税額の限度額が、58万円から61万円に引き上げられます。この引き上げたことで、市民にはどのような影響があるのか。どれくらい層がいらっしやるのか。まず、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） はい、お答えいたします。

基礎課税額の限度額が58万円から61万円に引き上げられたことから、平成30年度課税情報を用いた試算では、限度額超過世帯は79世帯から69世帯となり、10世帯少なくなりました。このことから、市民への影響額は、69世帯はそれぞれ年額3万円、10世帯については平均1万2,900円の負担増となりました。

市への影響額としましては、合計で約220万円の税収増となると思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 220万円の収入増ということで、次に、軽減の対象となる所得の基準の見直しもあわせて行われていると思いますけど、これは、市民にはどのような影響発生するのか。どれくらい層がいるのか。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） はい、お答えいたします。

軽減の対象となる所得の基準の見直しにつきましては、平成30年度課税情報を用いた試算では、5割軽減世帯は832世帯から845世帯になり、13世帯ふえました。これにより、軽減合計額は約70万円増加しました。また、2割軽減世帯については、601世帯から605世帯となり、4世帯ふえました。これにより、軽減合計額は約8万円増加しました。

市民への影響額は、合計で約78万円ほど負担減となりました。市への影響額としましては、ほぼ同額の約78万円の税収減になると思われま。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、限度額値上げして軽減して、トータル的には若干市税が保険税がふえるというような感じの認識でよろしいんですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 今、増額分と減額分で合わせまして、全体で約142万円の税収増となるところです。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第40号について質疑はありませんか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の介護保険条例の改正について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど部長の説明で、介護保険料の減額が今度なされると、国の法改正に沿ってですね。そし

て、第1段階、第2段階、第3段階と、減額の基準が違うんですけど、新たに、2段階と3段階を新設するというので、条例入ってるんですけど、この3段階は、ほとんど非課税世帯になっております。そこで、この第1段階と2段階、3段階、どれくらいの層のいらっしゃるのか。それはわかりますか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） お答えいたします。

その前に、平成30年度の4月から、第1段階の層の方だけを減額措置現在しておりますが、その継続になりまして、今年度の4月1日から第1段階から第3段階のほうの改正を、またさせていただくというものでございます。

その段階で、第1段階の方から該当する人数でございますが、第1段階の保険料としましては、2,400人程度です。それと、第2段階の保険料の方が1,400人、第3段階層の方が940人ぐらい。当初予算ベースでございますが、この人数で該当する方がいらっしゃいます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） じゃあ今回、保険料減額した場合に、どれくらい介護会計減額になるのかと、それと、減額なった額の補填はもちろん国がしてくれると思うんですけど、その辺の状況はどうなってるか。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） まず、この改正によりまして、第1段階の階層の方の減額額になりますが、差額が8,700円の2,400人で、2,088万円。それと、第2段階の方が8,700円の1,400人で1,218万円。第3段階の方が1,740円の940人ですので、163万5,600円ということになりまして、合計しますと、3,469万5,600円ということになります。

これが、減額された金額になりまして、これに対して国庫負担金のほうでございますが、2分の1の国庫補助がございまして、1,734万7,800円が国庫補助金で入ってくる。それと、県費負担金のほうとしまして4分の1ですので、867万3,900円が県費補助で入ってくるということになります。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、この減額分は、総額を国が半分、県と本市で4分の1ということで、新たに当市においても介護保険会計に867万円の負担増がふえるということの理解でよろしいのでしょうか。

それと、これは消費増税に絡めての国の制度改正じゃないかと思うんですけど、その辺はどうなってるか。わかる程度の範囲内でよかですけど、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 軽減した額の負担に関しては、市のほうも867万3,900円はふえてくるということになります。

それと、今年10月1日から消費税が10%に改正されていきますので、来年度から4月1日

からまた10%の1年間分の軽減措置をするということで、来年も改正する予定で今なっております。

○12番(島田 光久君) はい。わかりました。終わります。

○議長(園田 一博君) ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) これから、議案第40号を採決いたします。議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長(園田 一博君) 次に、同意第4号について質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 討論なしと認めます。これから、同意第4号を採決します。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 御異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 報告第4号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

○議長(園田 一博君) 日程第10、報告第4号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書16ページをお願いいたします。あわせて説明資料の23ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告について御説明いたします。和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第3号、和解及び損害賠償額の決定について、平成31年1月20日に、上天草市大矢野

町上地内において発生した公用車による交通事故に関し、平成31年3月28日に専決処分を行い、相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、市職員が八代市に出張するため、公用車で市役所大矢野庁舎から国道266号を熊本市方面に右折進入する際、天草市方面に走行していた和解の相手方所有の軽乗用車と衝突し、互いの車両に損傷を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、職員の安全運転について指導を徹底してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で報告は終わりました。本日開催されました予算決算常任委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを、日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって日程に追加し、追加日程第4として、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について（予算決算常任委員会のみ）

○議長（園田 一博君） お手元に配付のとおり、予算決算常任委員長から所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査にすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年（平成31年）第2回上天草市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時09分